

第18回 一次相続の分け方で 相続税がこんなに変わる！【事例7】

税理士

内田 麻由子

■概要

父親が亡くなった時に「夫婦二人で築いた財産なのだから、全部母親が相続すればよい」と考える方もいらっしゃるようです。しかし相続税について考える際には、父親が亡くなった時（一次相続）だけではなく、母親が亡くなった時（二次相続）の相続税まで視野に入れることが大切です。今回は、一次相続の分け方によって相続税が軽減できるという事例をご紹介します。

＜ワンポイント・アドバイス＞では、一次相続における注意点と、生命保険の受取人について述べています。
＜相続の基礎知識＞では、生命保険の契約形態と課税関係について述べています。

■＜事例＞

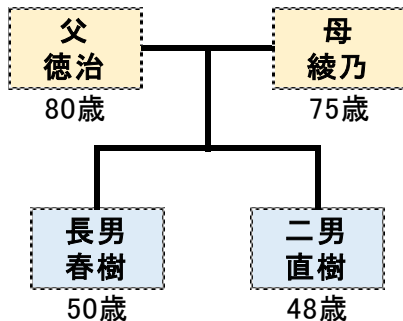
梅元徳治さん（80歳）と妻の綾乃さん（75歳）は、東京都内で夫婦二人暮らし。長男の春樹さん（50歳）は、徳治さんの自宅の敷地内に家建てて住んでいます。次男の直樹さん（48歳）は、埼玉で賃貸マンションに住んでいます。孫は6人おり、先月には曾孫も生まれて二人は大喜び。家族に囲まれて幸せな日々を過ごしていました。

ところが春樹さんが、最近父母の様子がおかしいことに気付いて二人を病院に連れて行くと、徳治さんも綾乃さんも軽度の認知症であることがわかったのです。春樹さんと直樹さんが徳治さんの預金通帳を見てみると、5年前には2,000万円ほどあったはずの預金が、現在は200万円になってしまっています。

驚いた春樹さんと直樹さんが父に話を聞いてみると、自宅のリフォームをしたり、夫婦で度々旅行に行ったほか、お金に困っていた親戚を援助してあげたり、これまで苦勞をかけてきた綾乃さんに毛皮や宝石を買ってあげたりして、あっという間に預金がなくなってしまったらしいのです。

春樹さんは、リフォームや旅行のことは当然知っていましたが、父母の財産のことについてはこれまでノータッチだったので、まさかこんなに預金が減ってしまっていたとは思いませんでした。「もっと早く気付いていれば……」と後悔した春樹さん。次に心配になったのは、相続税のことです。何しろ徳治さんと春樹さんの自宅は都内の一等地です。果たして相続税は払えるのでしょうか……？

梅元家



ある土曜日の午後、春樹さんと直樹さんが相続税の相談に来ました。父親の預金の激減にびっくりしているお二人を慰め、まずは相続税の試算をしてみることにしました。

徳治さんの財産は、次のとおりです。

土地A（徳治さん自宅の敷地）	1億円
土地B（春樹さん自宅の敷地）	8,000万円
家屋（徳治さん自宅）	300万円
預金	200万円
生命保険（受取人は綾乃さん）	500万円

徳治さんと綾乃さんの自宅である土地Aと家屋については、将来的には直樹さんが相続し、春樹さんの自宅の敷地である土地Bについては、春樹さんが相続する予定です。

●試算(1)：一次相続で妻がすべての財産を相続すると？

相続税について考える際には、父親が亡くなった時（一次相続）だけではなく、母親が亡くなった時（二次相続）の相続税まで視野に入れることが大切です。

まず、父親の徳治さんが亡くなって（一次相続）、妻の綾乃さんがすべての財産を相続した場合には、実は相続税はかかりません。なぜならば、第一に、土地Aについては「小規模宅地の評価減の特例」が使えるため評価額は2,000万円になります。この特例は、被相続人の居住用の宅地を、妻が相続した場合または同居親族が相続して申告期限まで居住・所有している場合には、240平米まで（平成27年1月からは330平米まで）の部分について、土地の評価額を80%減額できるというものです。

第二に、「配偶者の税額軽減」の特例により、配偶者については、法定相続分または1億6,000万円のいずれか大きい金額までは、相続しても相続税はかからないためです。

ところが、母親の綾乃さんが亡くなったときには（二次相続）、直樹さんが相続する土地Aについては「小規模宅地の評価減の特例」が使えますが、春樹さんが相続する土地Bについては、残念ながら特例は使えません。

直樹さんは母親と同居していませんが、相続開始前3年以内に、直樹さんまたは直樹さんの配偶者が所有する持ち家に住んでいない場合には、「小規模宅地の評価減の特例」が使えます。持ち家のない相続人が、親などから相続した居宅に住むことを想定して、特例の適用を認めているからです。持ち家のない子についての特例なので、通称「家なき子」の特例と言われています。なお、特例を適用する場合には、相続した土地を相続税の申告期限まで所有していなくてはなりません、申告期限までにあわてて実家に引っ越す必要はありません。

さて、預金については仮に200万円を兄弟で100万円ずつ相続するものとして、お母様の綾乃さんが亡くなった時の二次相続の相続税を計算してみましょう。そうすると、春樹さんの相続税は約663万円、直樹さんの相続税は約197万円にもなります（平成27年1月以降の相続の場合で試算しています。以下同じ）。これでは相続税が多額になってしまいますので、対策を考えて試算しなおしてみましょう。

●試算(2)：一次相続で土地Bを妻と長男が1/2ずつ相続すると？

それでは、一次相続で土地Bを綾乃さんと春樹さんが1/2ずつの共有で相続した場合には、相続税はどうなるのでしょうか。

まず、妻の綾乃さんについては、試算(1)と同様に相続税はかかりません。

春樹さんは、父から土地Bの1/2を相続し、相続税を約269万円払います。しかし二次相続の時で春樹さんは母から土地Bの残りの1/2を相続しても、相続税は約154万円で済むのです。つまり春樹さんの相続税は、一次相続269万円+二次相続154万円=約423万円になります。試算(1)の場合の相続税663万円に比べると、約240万円も相続税が安くなります。

直樹さんについても、同じように二次相続で母から土地Aを相続しても、全体の課税価格が少なくなるので相続税は約90万円で済むこととなります。試算(1)の場合の相続税197万円に比べると、約107万円も相続税が安くなるのです。

このように、一次相続の時に「配偶者の税額軽減」が使えるからといって、すべての財産を配偶者が相続するのではなく、一次相続で多少多く相続税を払ってでも子にも相続させておいたほうが、結果として一次相続・二次相続トータルでの相続税が安くなる場合があります。

父親が亡くなったときに、「夫婦二人で築いた財産なのだから、全て母親が相続すればよい」と考える方が多いのではないのでしょうか。しかし、相続税のことを考えれば、二次相続の相続税まで視野に入れて、一次相続の分割方法を決めたほうがよいのです。

また、遺言を作る際にも、一次相続・二次相続のいずれも相続人全員が相続税を払えるかどうかについてまで考慮した内容にすることが大切です。実務では、せっかく遺言があったのに、相続税のことまで考えていなかったために、結局は遺産分割協議をすることになってしまう場合もあります。

●生命保険の受取人は誰にしておくのがよいか？

次に、相続税の納税資金について考えましょう。綾乃さんは相続税がかかりませんが、試算(2)の方法で相続した場合でも、春樹さんは約423万円、直樹さんは約90万円の相続税がかかります。預金は200万円だけで、今後、介護費用等でさらに減る可能性もあります。

そこで、生命保険（徳治さん死亡時の保険金500万円）の受取人を、綾乃さんから春樹さん（保険金400万円）と直樹さん（同100万円）に変更し、この保険金を相続税の納税資金に充てることにしました。

もし綾乃さんが受け取った保険金や相続した預金等で、春樹さんの相続税を払ってしまうと、綾乃さんから春樹さんへの贈与となり、春樹さんには贈与税がかかってしまいます。つまり、生命保険を相続税の納税資金として使いたい場合には、受取人は「相続税を払う人」にしておく必要があるのです。

このように、一次相続の分割の仕方を工夫することと、生命保険の受取人を変更することにより、なんとか相続税を払えることがわかり、ホッとした春樹さんと直樹さん。今後は兄弟で協力しながら、父母のことを看ていこうと話合いました。

■＜ワンポイント・アドバイス＞

●二次相続の相続税まで視野に入れて、一次相続の分割方法を定める

事例でみたように、一次相続ですべての財産を配偶者が相続して「配偶者の税額軽減」を最大限使うよりも、多少の相続税を払ってでも一次相続で子にも相続させておいたほうが、一次相続・二次相続トータルでの相続税が安くなる場合があります。遺産分割協議をする時や、遺言を作る際には、まずは税理士に相続税の試算をしてもらい、二次相続の相続税までを考慮した内容にしましょう。

●生命保険の受取人は、相続税や代償金を払う人しておく

生命保険は相続税の納税資金として活用することもできます。この場合、保険金の受取人は、相続税を払う人しておく必要があります。また、生命保険を他の相続人への代償金支払いの資金に充てるなど、分割対策として使うこともできます。代償金とは、たとえば自宅を長男が相続するかわりに、長男から二男へお金を払う、というような場合のお金のことです。この場合にも、保険金の受取人は、代償金を払う人しておくなければなりません。

なお、生命保険の種類には、終身保険、養老保険、定期保険などがあり、目的に合う保険を選択しておかないと、いざという時に役に立たないことがあります。まずは現在加入している生命保険の契約内容について、相続対策の観点から見直してみましょう。

■＜相続の基礎知識＞

●生命保険の契約形態と課税関係

生命保険は、同じように子が受け取ったとしても、どのように契約していたかによって、次のように税金の種類が異なります。

契約者	被保険者 (亡くなった人)	受取人	税金の種類
父	父	子	相続税 ^(注1)
父	母	子	贈与税 ^(注2)
子	父	子	所得税 ^(注3)

(注1) 相続人が受け取る生命保険金については、「500万円×法定相続人の数」の非課税枠があります。

(注2) 保険料の支払時には課税されませんが、母の死亡時に、父から子へ贈与があったものとして贈与税が課されます。

(注3) $(\text{受取保険金} - \text{支払保険料} - 50 \text{万円}) \times 1/2 = \text{一時所得の金額}$
一時所得は、他の所得と合算して、所得税・住民税がかかります。

(ご注意！)

事例はフィクションです。

本稿は2014年3月1日現在の税制に基づいています。今後の税制改正により制度が変わる可能性があります。実際の運用に際しては税理士等の専門家にご相談ください。

Writer's Profile 内田 麻由子 / Mayuko Uchida



所属 内田麻由子会計事務所 代表・税理士
一般社団法人日本想続協会 代表理事

略歴 都内大手税理士法人勤務を経て 2003 年開業。港区赤坂にて、相続・資産税に特化した税理士事務所を経営。
2010 年に一般社団法人日本想続協会を設立。「円満想続の 3K～感謝・絆・供養」をスローガンに、「財産の相続」と「心の相続（想続）」を楽しく学ぶ『想続塾』を毎月主催。エンディングノート『愛する家族へ想いを伝える想続ノート』も好評。
税理士として相続・事業承継対策、税務申告で多くの法人・個人のお客様へサービスを提供するかたわら、相続・税務・会計に関するセミナー・研修講師の実績多数。楽しくわかりやすい講演には定評がある。
著書（監修）「FP 知識シリーズ 相続・贈与編」（セールス手帖 社保険 F P S 研究所）